

# 年金を受けている方の扶養親族等 申告書の提出期限は12月1日です。

年金のうち、老齢・退職の年金は、所得税法により「雑所得」として所得税がかかります（障害・遺族年金には税金がかかりません）。社会保険庁は、年金から所得税を源泉徴収することになっています。所得税には、各種所得控除がありますが、この所得控除を受けるためには、あらかじめ扶養親族等申告書の提出が必要です。

## 国民年金 だより

問い合わせ先  
保険年金課 年金係  
☎(40)5558

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(平成19年分)」が課税対象者に送付されます。

老齢・退職年金を受けている方で、年金額が右記にあたる方は、11月中旬に社会保険業務センターより扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに、必要事項を記入し提出してください。

65歳未満の方  
年金額108万円以上  
65歳以上の方  
年金額158万円以上

老齢基礎年金のみを受給されている方は、上記の年金額に該当しませんので、扶養親族等申告書は送付されません。

退職共済年金の受給者で老齢基礎年金を受けている65歳以上の方は、退職共済年金の支給額が100万円以上であれば、送付の対象となります。

扶養親族等申告書の提出期限に遅れた場合

申告書を提出した場合に比べ、所得税が年金から多く源泉徴収される場合があります。

下記の場合、税務署への確定申告が必要になります

- ・年金以外に給与などの所得がある方
  - ・2つ以上の年金を受けていて、それぞれ扶養親族等申告書を提出している方
  - ・扶養親族等申告書の提出が遅れていた、もしくは提出しなかったなどの理由で、税額を多く納めている方
- 確定申告の際に必要となります源泉徴収票は、来年1月末日までに送付されます。

### 年金にかかる所得税の源泉徴収額はいくら？

#### 扶養親族等申告書を提出した場合

$(\text{年金支給額} - \text{介護保険料額} - \text{各種控除額}) \times \text{税率}(5\%)$

#### 扶養親族等申告書を提出しなかった場合

$\{\text{年金支給額} - \text{介護保険料額} - (\text{年金支給額} - \text{介護保険料額}) \times 25\% \} \times \text{税率}(10\%)$

ここでいう介護保険料額とは、年金から特別徴収(天引き)された額をさします。

## 国民年金保険料納付相談窓口開設のご案内

栃木社会保険事務所職員が出張して、国民年金保険料の領収及び相談を行います。

日時 11月24日(金) 午前10時～午後5時

場所 石橋公民館第1会議室、国分寺公民館第1研修室

どちらの会場でも相談できますので、都合の良い日時、場所にご来場ください。

問い合わせ先

保険年金課年金係 ☎40-5558